

千葉県報

号外
令和8年5月7日

号外第37号

報 葉 千

令和8年5月7日(木曜日)

主 要 目 次	
公 告	
○ 都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(六件)	一
○ 都市計画区域区分の変更の案の縦覧(二十一件)	二
○ 都市計画都市再開発の方針の変更の案の縦覧(八件)	六

公 告

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 都市計画の種類
都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
野田都市計画区域、流山都市計画区域、松戸都市計画区域、柏都市計画区域、我孫子都市計画区域、鎌ヶ谷都市計画区域、浦安都市計画区域、市川都市計画区域、船橋都市計画区域、習志野都市計画区域及び八千代都市計画区域の区域
- 三 縦覧期間
令和八年五月七日から二十一日まで
- 四 縦覧場所
千葉県国土整備部都市整備局都市計画課並びに野田市建設局都市部都市計画課、流山市まちづくり推進部都市計画課、松戸市街づくり部都市計画課、柏市都市部都市計画課、我孫子市都市部都市計画課、鎌ヶ谷市建設部都市計画課、浦安市都市政策部都市計画課、市川市街づくり部街づくり計画課、船橋市建設局都市計画部都市計画課、習志野市都市環境部都市計画課及び八千代市都市整備部都市計画課

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

の案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 都市計画の種類
都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
印西市計画区域、成田都市計画区域、佐倉都市計画区域、四街道都市計画区域、下総大栄都市計画区域及び八街都市計画区域の区域
- 三 縦覧期間
令和八年五月七日から二十一日まで
- 四 縦覧場所
千葉県国土整備部都市整備局都市計画課並びに印西市都市建設部都市計画課、白井市都市建設部都市計画課、成田市都市部都市計画課、富里市都市建設部都市計画課、印旛郡栄町都市建設課、佐倉市都市部都市計画課、印旛郡酒々井町まちづくり課、四街道市都市部都市計画課及び八街市建設部都市計画課

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 都市計画の種類
都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
香取都市計画区域、東庄都市計画区域、多古都市計画区域、銚子都市計画区域、八日市場都市計画区域及び旭都市計画区域の区域
- 三 縦覧期間
令和八年五月七日から二十一日まで
- 四 縦覧場所
千葉県国土整備部都市整備局都市計画課並びに香取市建設水道部都市整備課、香取郡東庄町まちづくり課、香取郡多古町空港まちづくり課、銚子市都市整備課都市整備室、匝瑳市都市整備課及び旭市都市整備課

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七

条第一項の規定により、九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 都市計画の種類

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

大網白里都市計画区域、芝山都市計画区域、横芝光都市計画区域、さんむ都市計画区域、東金都市計画区域、九十九里都市計画区域、茂原都市計画区域、長南都市計画区域、白子都市計画区域、長生都市計画区域及び一宮都市計画区域の区域

三 縦覧期間

令和八年五月七日から二十一日まで

四 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課並びに大網白里市都市整備課、山武郡芝山町企画空港政策課、山武郡横芝光町都市建設課、山武市建設環境部都市整備課、東金市都市建設部都市整備課、山武郡九十九里町まちづくり課、茂原市都市建設部都市計画課、長生郡長南町建設課、長生郡白子町建設課、長生郡長生村まちづくり課及び長生郡一宮町都市環境課

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 都市計画の種類

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

いすみ都市計画区域、御宿都市計画区域、勝浦都市計画区域、鴨川都市計画区域、天津小湊都市計画区域及び館山都市計画区域の区域

三 縦覧期間

令和八年五月七日から二十一日まで

四 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課並びにいすみ市まちづくり課、夷隅郡御宿町建設環境課、勝浦市都市建設課、鴨川市都市建設課及び館山市建設経済部都市計画課

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 都市計画の種類

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

市原都市計画区域、袖ヶ浦都市計画区域、木更津都市計画区域、君津都市計画区域、富津都市計画区域及び大佐和都市計画区域の区域

三 縦覧期間

令和八年五月七日から二十一日まで

四 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課並びに市原市都市部都市計画課、袖ヶ浦市都市建設部都市計画課、木更津市都市整備部都市政策課、君津市建設部建設計画課及び富津市建設経済部都市政策課

都市計画区域区分の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、野田都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 都市計画の種類

都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

変更なし

三 縦覧期間

令和八年五月七日から二十一日まで

四 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び野田市建設局都市部都市計画課

都市計画区域区分の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、流山都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月七日

<p>四 縦覧場所 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>三 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 変更なし</p> <p>一 都市計画の種類 都市計画区域区分</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、柏都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p>	<p>四 縦覧場所 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>三 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 変更なし</p> <p>一 都市計画の種類 都市計画区域区分</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、松戸都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p>
<p>都市計画の種類</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、浦安都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、鎌ヶ谷都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、我孫子都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p>

<p>都市計画区域区分</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 変更なし</p> <p>縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び浦安市都市政策部都市計画課</p>	<p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、習志野都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>
<p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、市川都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八千代都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>
<p>都市計画の種類</p> <p>一 都市計画区域区分</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 変更なし</p> <p>縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び船橋市建設局都市計画部都市計画課</p>	<p>都市計画の種類</p> <p>一 都市計画区域区分</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>

<p>三 変更なし 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>四 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課並びに印西市都市建設部都市計画課及び白井市都市建設部都市計画課</p>	<p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、四街道都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>一 都市計画の種類 都市計画区域区分</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 成田市本三里塚字仲町の一部の区域</p> <p>三 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>四 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課並びに成田市都市部都市計画課及び富里市都市建設部都市計画課及び印旛郡栄町都市建設課</p>	<p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、市原都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、佐倉都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>一 都市計画の種類 都市計画区域区分</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 佐倉市神門字宿向及び字向山谷津の各一部の区域</p> <p>三 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>四 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課並びに佐倉市都市部都市計画課及び印旛郡酒々井町まちづくり課</p>	<p>都市計画の種類 都市計画区域区分</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>

<p>二 都市計画を定める土地の区域 変更なし</p> <p>三 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>四 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び袖ヶ浦市都市建設部都市計画課</p>	<p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、富津都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>令和八年五月七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>一 都市計画の種類 都市計画区域区分</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 木更津市吾妻二丁目、江川字廻り田、字向後、字鱒田、字向塚、字川端及び字日々道並びに中里字宝の各一部の区域</p> <p>三 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>四 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課並びに木更津市都市整備部都市政策課及び君津市建設部建設計画課</p>	<p>都市計画区域区分の変更の案の縦覧</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、大網白里都市計画区域区分の変更の案を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>令和八年五月七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>一 都市計画の種類 都市計画区域区分</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 変更なし</p> <p>三 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>四 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び君津市建設部建設計画課</p>	<p>都市計画都市再開発の方針の変更の案の縦覧</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、野田都市計画都市再開発の方針の変更の案を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>令和八年五月七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>

<p>一 都市計画の種類 都市計画都市再開発の方針</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 野田都市計画区域の区域</p> <p>三 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>四 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課及び野田市建設局都市部都市整備課</p>	<p>四 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課及び柏市都市部都市計画課</p> <p>都市計画都市再開発の方針の変更の案の縦覧 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、市川都市計画都市再開発の方針の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p>
<p>一 都市計画の種類 都市計画都市再開発の方針</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 松戸都市計画区域の区域</p> <p>三 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>四 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課及び松戸市街づくり部街づくり課</p>	<p>一 都市計画の種類 都市計画都市再開発の方針</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 市川都市計画区域の区域</p> <p>三 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>四 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課及び市川市街づくり部街づくり整備課</p> <p>都市計画都市再開発の方針の変更の案の縦覧 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、船橋都市計画都市再開発の方針の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日</p>
<p>一 都市計画の種類 都市計画都市再開発の方針</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 柏都市計画区域の区域</p> <p>三 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p>	<p>一 都市計画の種類 都市計画都市再開発の方針</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 船橋都市計画区域の区域</p> <p>三 縦覧期間 令和八年五月七日から二十一日まで</p> <p>四 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課及び船橋市建設局都市整備部都市整備課</p> <p>都市計画都市再開発の方針の変更の案の縦覧 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、成田都市計画都市再開発の方針の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 令和八年五月七日から二十一日まで</p>

する。

令和八年五月七日

一 都市計画の種類

都市計画都市再開発の方針

二 都市計画を定める土地の区域

成田都市計画区域の区域

三 縦覧期間

令和八年五月七日から二十一日まで

四 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課及び成田市都市部市街地整備課

都市計画都市再開発の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七

条第一項の規定により、習志野都市計画都市再開発の方針の変更の案を次のとおり縦覧に

供する。

令和八年五月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 都市計画の種類

都市計画都市再開発の方針

二 都市計画を定める土地の区域

習志野都市計画区域の区域

三 縦覧期間

令和八年五月七日から二十一日まで

四 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課及び習志野市都市環境部都市再生整備室都市再生課

都市計画都市再開発の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七

条第一項の規定により、市原都市計画都市再開発の方針の変更の案を次のとおり縦覧に供

する。

令和八年五月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 都市計画の種類

都市計画都市再開発の方針

二 都市計画を定める土地の区域

市原都市計画区域の区域

三 縦覧期間

令和八年五月七日から二十一日まで

四 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課及び市原市都市部都市計画課

購読料 本号 一部

二四円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八